

岬町ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岬町広告掲載要綱(平成21年岬町要綱第2号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、岬町ホームページ(以下「ホームページ」という。)の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 ホームページに掲載する広告の掲載基準は、要綱第4条の定めるところによるものとし、種類はバナー広告とする。

(広告の掲載位置及び掲載順序)

第3条 広告の掲載位置及び掲載順序は、町長が指定するものとする。

(広告の大きさ、枠数及び掲載料金等)

第4条 広告の大きさ、枠数及び掲載料金は、別に定める。

(広告の募集及び申込み)

第5条 広告の募集は、随時行うものとし、広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、岬町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 ホームページ運営管理担当課の長(以下「担当課長」という。)は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、広告掲載の可否を決定する。この場合において広告の申込みが刻々件数を超えたときは町内に事業所を有する申込者を優先する。なお、その場合においても広告掲載件数を超えるときは抽選とする。

2 担当課等の長は、前項の規定に基づき広告掲載の可否を決定したときは、岬町ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告掲載開始日までの町が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告現行は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに電子ファイルで提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第9条 広告掲載期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は各年度12月までとする。

(広告内容の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。なお、町の事由による決定の取消しの場合を除き、既に納入済みの広告掲載料は一切返還しないものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号に定める行為等が判明したときは、広告の掲載を決定した後でも広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 町長の指示、監督に従わないとき。

(2) 町の信用を傷つける行為があったとき。

(3) 広告主または広告内容が不適切と認めたとき。

(委任)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、広報への広告掲載の取扱いについて必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。